

コメント管理表(再処理事業変更許可申請(有毒ガス))

※過去のヒアリング/審査会合で同様のコメントを受けている場合は集約して記載している。

No	分類	NRAコメント(※)	ヒアリング/審査会合	資料	原燃回答	対応状況
1	既許可との関係整理	今回申請した有毒ガス防護と既許可の有毒ガス防護との関係を整理した上で、既許可の有毒ガス対応に不足があったのか、既許可の対応を再整理するだけなのか、今回の申請をどう位置付けにするのが適切かを考え方を整理し、申請書や整理資料で何を修正するのかを明確にすること。変更する場合は、審査対象は何かを示すこと。	ヒアリング (2021/5/10) 審査会合 (2021/5/17) ヒアリング (2021/6/4) ヒアリング (2021/6/22)	(2021/5/10) ・資料1「有毒ガス防護に関する規則改正(変更に係る概要説明資料)」 ・整理資料「中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室、緊急時対策所並びに重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について」 (2021/5/17) ・資料4-2「六ヶ所再処理施設における有毒ガス防護に関する基準に対する適合性」 (2021/6/4) ・資料1「日本原燃株式会社再処理事業所の再処理事業変更許可申請(有毒ガス防護)」に係る指摘事項への回答」 (2021/6/22) ・別紙2「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」	再処理施設に対する有毒ガスの影響および防護対策については、新規規制基準適合性審査にて確認を行い、事業変更許可を頂いている。一方、以下の通り規則等の改正があったことから、これらについて適合性確認が必要である。 ・第20条および第26条において有毒ガスが発生した場合の検出装置の要求事項が追加された。既許可ではこの適合性について確認を行っていないため、当該追加要求事項に対する適合性確認が必要。 ・技術的能力審査基準において有毒ガス発生時の重大事故等に対処する要員の防護に関する手順と体制の整備等の要求事項が追加された。この適合性については既許可で考慮している事項と考えているが、改めて適合性確認が必要。 一方、規則等の改正にあわせてガイドが策定され、人体影響の観点から有毒ガスに対する評価方法やとるべき対策が具体化された。このため、既許可で示している有毒ガスの防護対策に不足があるとは考えていないが、ガイドを参考に既許可の内容を再整理し、追加すべき事項がある場合には対策の追加が必要であると考える。 従って、規則等の改正があった条文以外についても、有毒ガスを含む大気汚染事象やその対策に関連する項目について整理を行い、申請書や整理資料での変更の要否を明確にする。整理の方法は以下に示す通り。 ・まず、申請書上で大気汚染事象に関連する項目を抽出する(別紙1-1、2)。 ・次に、抽出された大気汚染事象に関連する項目の中で、特に人体への影響に関連する項目について、既許可の対応が十分であったことを条文ごとに整理する(別紙2-1、2)。 既許可の対応の整理結果は、「新規要求事項」もしくは「記載適正化(明確化)」を分けて提示し、新規要求事項への対応を適合性の確認対象とする。 適合性確認のために提出する資料は以下の構成とする。 ・全体のまとめ資料(今回の変更申請の位置付けを明確にし、有毒ガス防護に係る条文を別紙1-1、別紙1-2によって網羅的に抽出して整理資料へ紐付けるための資料) ・各条の整理資料(別紙1の抽出の結果、別紙2-2への展開が必要と判断した条文の整理資料。それぞれの整理資料で完結させるため、別紙2-1、2を新規の補足説明資料として添付する。また、補足説明資料の頭紙として、各条文の確認結果と、有毒ガス防護に関する既許可の対応が妥当であることの根拠や他条文とのつながり等を簡潔にまとめた説明書を作成し、結論として整理資料への追加事項の有無を明確にする。)	今回申請における適合性確認が必要な事項および既許可の対応の整理については7月16日提出の説明資料「有毒ガス防護に係る適合性の確認方法及び結果について」に反映済み。 既許可の有毒ガス対応を条文ごとに整理した別紙2-2は、各条文の確認結果や既許可の妥当性を簡潔にまとめた説明書とともに、各条文の整理資料の補足説明資料として追加する(第20条を例に追加する補足説明資料の一式版を作成中。今後、各条文の整理資料に展開する予定)。 別紙1-1、2は、上記の説明資料「有毒ガス防護に係る適合性の確認方法及び結果について」に添付する。
2		防護具を配備する要員について、ガイドに記載されている防護対象者(初動要員や対処要員)で整理しているが、ガイドに縛られず、再処理施設として何が必要かを考え、必要な対応を整理すること。既許可で対応していたことを整理した上で、今回申請において、ガイドや先行例を照らして補強するのか、申請書で明確化するのか、位置づけを整理すること。	ヒアリング (2021/6/4)	・資料1「日本原燃株式会社再処理事業所の再処理事業変更許可申請(有毒ガス防護)」に係る指摘事項への回答」	再処理施設において防護具を配備する必要のある要員は重大事故等対処時における非常時対策組織の要員である。これらの要員への防護具の配備は既許可の中で既に示しており、ガイドや先行例に照らしても妥当であることから、申請書の変更は不要と考えている。	非常時対策組織の要員に対する防護具の配備について既許可の対応を確認した別紙2-2(技術的能力)は、技術的能力(1.0)の整理資料に補足説明資料として追加する。
3		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に酸素呼吸器を配備することとしているが、既許可で不足があったのか、明確化したのか、位置づけを明確にすること。既許可では中央制御室と使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室では設計のコンセプトが異なるため、既許可と今回申請との対応関係を整理すること。	ヒアリング (2021/6/4)	・資料1「日本原燃株式会社再処理事業所の再処理事業変更許可申請(有毒ガス防護)」に係る指摘事項への回答」	既許可の設計において設計基準、重大事故の両方で使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に人がとどまらなくてはならない状況はないため、防護具の配備は不要であるとの整理に修正する。 ただし、現実的には使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にも運転員(あるいは実施組織要員)が常駐するため、運用としては要員分の防護具を配備することを考えている。	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転員(あるいは実施組織要員)に対する防護具の配備について既許可の対応を確認した別紙2-2(第20条および第44条)は、第20条および第44条の整理資料に補足説明資料として追加する。なお、運用面での防護具の配備については、運用面に関わるため、整理資料上には明示しない。
4		「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」(7月16日提出資料)において既許可の体系に対して誤った記載があるため、確認し修正すること。	ヒアリング (2021/7/27)	・別紙1-2「有毒ガス防護に係る申請書項目の抽出結果」 ・別紙2-2「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」	7月16日に提出した別紙1-2のうち、第34条～第39条と分類しているものは全て第28条の内容のため修正する。 7月16日に提出した別紙1-2のうち、「第40条(大規模損壊)」としているものは、「技術的能力2(大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における要求事項)」であるため修正する。	7月16日に提出した別紙2のうち、「第40条(大規模損壊)」としているものは「技術的能力2(大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における要求事項)」に修正する。
5	既許可との関係整理(関係箇所抽出) (別紙1まとめ関係)	既許可の申請書の関係箇所の抽出において、以下の事項に留意し、抽出や除外の判断基準を含めて作業プロセスを分かるように説明すること。 ・空間的に汚染するものについて例えば第12条等の関係条文も含めて前広に抽出すること。 ・関係条文は設計基準と重大事故の条文を分けて記載すること。 ・別紙1-2「有毒ガス防護に係る申請書項目の抽出」の抽出箇所と別紙2-2「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」はページ数を記載する等してリンクをとること。 ・別紙2-2「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」の既許可の抽出箇所は必要な文章を略さず記載すること。	ヒアリング (2021/6/4) ヒアリング (2021/6/8) ヒアリング (2021/6/15) ヒアリング (2021/6/22)	(2021/6/4) ・資料1「日本原燃株式会社再処理事業所の再処理事業変更許可申請(有毒ガス防護)」に係る指摘事項への回答」 (2021/6/8) ・別紙1「有毒ガス防護に係る規則等の確認結果」 ・別紙2「有毒ガス防護に係る申請書項目の抽出結果(確認中)」 (2021/6/15) ・別紙1「有毒ガス防護に係る申請書項目の抽出結果」 (2021/6/22) ・別紙1「有毒ガス防護に係る申請書項目の抽出結果」	大気汚染事象に関連する項目を既許可の申請書(本文、添付書類六、添付書類八)から抽出し、別紙1-2に整理する。 次に、抽出された大気汚染事象に関連する項目の中で、人体への影響に関連する項目について別紙2-2へ展開する。 別紙1-2は申請書の目次単位で整理し、別紙2-2に展開する項目を「○」抽出されるが人体への影響に関連しない項目を「△」関係する記載がなく抽出されない項目を「×」として整理する。 「○」「△」と整理した項目は関係条文を記載するとともに、「○」の項目は条文ごとに作成する別紙2-2の番号と紐付けする。	左記に記載した抽出方針の詳細は7月16日提出の別紙1-1に反映済み。
6		評価の代表点として重要操作地点を選定するにあたり、確認したところは別紙1上のどの部分か示すこと。	ヒアリング (2021/6/22)	・別紙1「有毒ガス防護に係る申請書項目の抽出結果」	再処理施設では、作業場所に関係なく重大事故等対処要員全員を有毒ガスから防護することとしている。そのため、ガイドに基づく有毒ガス濃度評価のための評価の代表点として重要操作地点を選定する必要は無いと整理する。	2021年7月16日に提出している第9条、整理資料、補足説明資料5-9、別紙1において、再処理施設では有毒ガス濃度評価において重要操作地点の設定が不要であることを記載済み。 重大事故等対処の要員に対する有毒ガス防護について既許可の対応を確認した結果は、7月16日提出の別紙2-2(技術的能力)にて整理済み。別紙2-2(技術的能力)は整理資料(技術的能力)の補足説明資料とする。
7		重大事故に対処する要員の防護に関する抽出において、以下の事項を確認すること。 ・申請書本文第5表の手順、本文第6表の対処に必要な要員数について、防護対象を考える際に関係するため、確認すること。 ・既許可に必要な要員および資源において、必要な要員の考え方および要員の評価結果を記載しており、防護対象を考える際に関係するため、確認すること。	ヒアリング (2021/6/8)	・別紙2「有毒ガス防護に係る申請書項目の抽出結果(確認中)」	・申請書本文第5表は防護具の配備や酸素酸化物濃度の測定などの有毒ガス防護に係る操作の手順について記載されているため抽出する。申請書本文第6表は操作に必要な要員数及び時間が記載されているため、有毒ガス防護に係る操作について抽出する(添付書類八の対応する表についても同様)。 ・添付書類八の本文に記載された非常時対策組織の体制について有毒ガス防護に係る要員として抽出する。	左記の抽出結果は別紙1-2「有毒ガス防護に係る申請書項目の抽出結果」に示す。
8		申請書本文第5表の手順では操作に要する時間まで分からないが、有毒ガス防護に係る時間を考慮する必要があるか検討すること。	ヒアリング (2021/6/22)	・別紙1「有毒ガス防護に係る申請書項目の抽出結果」	有毒ガス防護に係る操作に要する時間について、申請書本文第8表を抽出し別紙2-2にて整理する。	左記回答のとおり。

コメント管理表(再処理事業変更許可申請(有毒ガス))

※過去のヒアリング/審査会合で同様のコメントを受けている場合は集約して記載している。

No	分類	NRAコメント(※)	ヒアリング/審査会合	資料	原燃回答	対応状況
9		今回の有毒ガスに対する対応(防護具の配備、換気設備の隔離、対応手順の整備、等)について、既許可の対応の内数と整理する事項なのか、記載を膨らませる事項なのかわからないため、関係箇所を挙げた上で、追加や明確化するべき事項を整理すること。 資料の反映先については、既許可の整理資料の構成を確認した上で、反映の考え方を整理して説明すること。 (例1: 有毒ガスの対応で使用する通信連絡設備の説明については、外部衝撃の整理資料として追加するか、通信連絡設備の整理資料に追加するか。)	ヒアリング (2021/6/15) ヒアリング (2021/6/22)	(2021/6/15) ・別紙2「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果(確認中)」 ・別紙3「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表」 (2021/6/22) ・別紙2「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」	第20条および第26条の追加要求事項である検出装置が不要であるとの判断を除き、今回の有毒ガスに対する対応は、既許可の対応の内数と整理する事項である。 具体的な整理結果はNo.10の回答の通りである。	別紙2-2で既許可における有毒ガス防護の対応を整理する。 整理の結果、既許可からの追加要求事項およびガイドに照らして補足が必要と考えられる左記の事項は、各整理資料の本文および補足説明資料を追加・修正する。 また、既許可の体系に織り込まれており補足説明が必要と判断した事項は、各整理資料の変更は不要であるが、別紙2-2を補足説明資料として各整理資料に追加することで整理結果が分かるようにする。
10	既許可との関係整理(既許可の対応整理) (別紙2まとめの方)	化学物質の扱いや制御室のように様々な場所で記載があるものについては、どこにどの程度のことを書き、それがどういう関係性があるのかを理解した上で、どこをどう修正する必要があるのかを検討し、既許可の体系を崩さないように修正すること。	ヒアリング (2021/6/8)	・別紙2「有毒ガス防護に係る申請書項目の抽出結果(確認中)」 ・別紙3「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表(サンプル)」	防護対象者、検知手段、防護対策については、既許可の体系を以下の通り整理している。なお、有毒ガスの発生源についての条文間の関係性はNo.13に示す。 第9条は、安全機能への影響として、有毒ガスに対する中央制御室の居住性を考慮し、居住性を確保するための対策(換気設備の隔離)および手順を定めている。 第12条は、安全機能への影響として、化学薬品の漏えいに対する中央制御室および使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の防護を考慮し、これらを防護区画とすることおよび対策(化学薬品を含む大気汚染事象に対する中央制御室および使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性を考慮し、居住性を確保するための対策(換気設備の隔離)および設備(換気設備)ならびに異常発生時の検知手段(通信連絡設備)による連絡)を定めている。 第20条では、有毒ガスを含む大気汚染事象に対する緊急時対策所の居住性を考慮し、居住性を確保するための対策(換気設備の隔離)および設備(換気設備)ならびに異常発生時の検知手段(通信連絡設備)による連絡)を定めている。 第26条では、有毒ガスを含む大気汚染事象に対する緊急時対策所の居住性を考慮し、居住性を確保するための対策(換気設備の隔離)および設備(換気設備)ならびに異常発生時の検知手段(通信連絡設備)による連絡)を定めている。 第27条では、第20条および第26条で使用する通信連絡設備の仕様を定めている。 第28条では、重大事故等の起因事象および要員数等の有効性を示している。 第33条では、第9条、第12条および第28条を踏まえて重大事故等対処時の作業環境およびそれに対する対策の方針を定めている。 第47条では、重大事故等対処時に使用する通信連絡設備の仕様を定めている。 技術的能力で、第28条で示す要員数や第33条で示す作業環境を前提として、重大事故等対処時の対策(制御室等に対しては換気設備の隔離、屋内外の作業員に対しては防護具の装着)、体制および手順を定めている。 追加要求事項およびガイドに照らして補足が必要と考えられる事項を以下の通り整理する。なお、換気設備の隔離を含むその他の事項は、既許可に織り込み済みであり、整理資料での追加の記載は不要である。 ・第20条および第26条で要求される検出装置が不要であることおよび敷地内可動源および敷地外固定源に対し通信連絡設備により検知することは、第20条および第26条の追加要求事項であるため、第20条および第26条の整理資料の本文および補足説明資料に示す。 ・通信連絡設備を用いた検知の手順は、居住性を確保するための対策の内数と整理するため、第9条で整理する。整理資料の本文には追加の記載は不要であるため、連絡から対策を講じるまでの具体的な流れを補足説明資料として追加する。 ・防護具の配備は、第44条、第46条、技術的能力で整理する。整理資料での追加の記載は不要である。ただし、既許可で提示している防護具の数量等の妥当性については、別紙2-2(技術的能力)の記載を充実化する。 ・敷地内可動源からの漏えい液の回収は、第12条で整理する。整理資料での追加の記載は不要であるため、対策の具体的な流れを補足説明資料として追加する。 ・予期せず発生する有毒ガスの対応(通信連絡、防護対策、バックアップ供給)は、既許可に織り込み済みであるが、審査基準の追加要求事項であるため、技術的能力の整理資料の本文に示すとともに、具体的な対応の流れおよびその妥当性を補足説明資料として追加する。	別紙2-2で既許可における有毒ガス防護の対応を整理する。 整理の結果、既許可からの追加要求事項およびガイドに照らして補足が必要と考えられる左記の事項は、各整理資料の本文および補足説明資料を追加・修正する。 また、既許可の体系に織り込まれており補足説明が必要と判断した事項は、各整理資料の変更は不要であるが、別紙2-2を補足説明資料として各整理資料に追加することで整理結果が分かるようにする。
11		別紙2-2「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」の評価結果について、既許可への反映要否を分かるようにすること。	ヒアリング (2021/6/15)	・別紙3「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表」	別紙2-2において、既許可の整理資料への反映事項を記載する。 「有毒ガス防護に係る適合性の確認方法及び結果について」の5. に変更を行う条文だけでなく、関連するが変更しない条文、関連しない条文を理由とともに纏める。	「有毒ガス防護に係る適合性の確認方法及び結果について」の5. に変更を行う条文だけでなく、関連するが変更しない条文、関連しない条文を理由とともに記載する。
12		既許可の外部事象に対する対応の確認においては、以下の事項を確認すること。 ・外部事象では有毒ガスの記載があり、実質的には外部火災のばい煙としての有毒ガスが主ではありつつも、その中に今回の敷地外固定源も当然入っているため、火災だけでなく切り切ることなく、その対策と有毒ガス防護対策がどう関係なのかということを考えて整理すること。 ・また、制御室、緊対の居住性の観点では既許可で明示的に有毒ガスを入れていることから、それとの関係性も考えること。 ・石油備蓄基地からの原油漏えい是有毒ガスに整理しているが、既許可では事業所内の化学薬品漏えいに包含して評価しているため、既許可の整理を再確認すること。 ・火山の降灰については、気象庁の降灰予報を得ることで目視よりも前もって確認できることを整理資料に記載しているため、確認すること。 (その他既許可の対応の確認においては整理資料に記載している事項も確認すること。)	ヒアリング (2021/6/22)	・別紙2「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表」	有毒ガスや外部火災のばい煙、降下火砕物を含め、大気汚染事象と言う観点で既許可の確認を行う。また、申請書添付書類六の第1.7.9-1表および第1.7.9-2表を踏まえ、石油備蓄基地の漏えいは工場事故であるため、その影響評価は再処理事業所内の化学薬品の漏えいに包摂されると整理する。	既許可の外部事象に対する対応の確認結果(別紙2-2(第9条))は、第9条の整理資料に追加する。
13		第9条整理資料に補足説明資料が追加されているが、それによりかえって既許可の体系と合わなくなっているものがあるため、再度確認すること。 ・第9条は外部事象だが、建屋内に入っている薬品等を網羅的にリストアップした資料が当該の補足説明資料に入っており、別条文で要求されている化学薬品に対する防護が含まれてしまっているため、整理が必要である。 ・中央制御室から見て外と言っても、敷地内であれば内部事象である。一方、第9条の外部事象の中でこれは実態として評価しているものもあって、或いは他条文のところでも対応しているところもある。そういったものが、全体としてどういう構成になっていて、どう整理するべきか、という検討が必要である。 ・申請書の中で第9条と第12条との関係性が記載している部分もある。そういった関係性の示し方の工夫を含めて一度整理したものが必要である。	ヒアリング (2021/7/27)	・整理資料(第9条)	今回の規則等の改正の対象は第20条、第26条および技術的能力である。 このうち、第20条および第26条では、検出装置の設置が要求されているため、具体的な有毒ガスの発生源を特定する必要がある。 一方で、居住性や要員の防護の観点で考慮すべき事象は各条文に纏められ、直接的に有毒ガスが述べられているのは第9条(その他外部衝撃)であるが、第9条では、予想される最も過酷と考えられる条件に対して安全機能および制御室の居住性を損なわない設計とすることを示すため、有毒ガスの発生源を網羅的に明示することはせず、考慮すべき条件を以下の通り整理している。 ・敷地内(屋内、屋外を問わない)での有毒ガス:第9条(想定しない) ・敷地外での有毒ガス:第9条(ウラン濃縮工場、敷地外可動源) ・敷地内(屋外)での化学物質の漏えいに伴う有毒ガス:第9条(試薬建屋へ運搬する化学物質を想定。漏えいした化学物質そのものの影響は第12条に纏めるとして) ・敷地内(屋内)での化学物質の漏えいに伴う有毒ガス:第9条(想定しない)、第12条(化学物質の取扱いに係る基本方針の位置付けで、化学物質の漏えい全般に対して作業員を防護することを記載している) ・敷地外での化学物質の漏えいに伴う有毒ガス:第9条(影響としては工場事故のように敷地内での化学物質の漏えいに包摂されるとして) 上記のとおり、敷地内(屋外)および敷地外での有毒ガス(化学物質の漏えいに伴う有毒ガスを含む)の発生源は第9条で整理される。また、敷地内(屋内)の有毒ガスの発生源についても、化学物質の漏えいそのものは第12条に整理されているが、制御室の居住性の観点で考慮する有毒ガスの発生源については第9条で合わせて整理することが適切であると考える。このため、発生源に関する補足説明資料は第9条の整理資料に反映し、第12条には「屋内で発生する有毒ガスによる居住性への影響は第9条で纏める」ことを追記して関連性を示すこととする。	有毒ガスの発生源については7月16日に提出している第9条 整理資料 補足説明資料5-9で記載済み。 第12条 整理資料 本文に「屋内で発生する有毒ガスによる居住性への影響は第9条で纏める」旨の記載を追加する。
14	既許可との関係整理(整理資料への反映)	①関係する条文の整理資料一式をピックアップする。次に、ピックアップした整理資料の中で、有毒ガス防護がどの条文に関係するかを整理する。その後、関係する箇所、必要な情報を追加して拡充していくと言われ、資料を作成して説明すること。 ②関係する条文の整理資料について、追加が必要がないという説明ではなく、整理資料ベースで「既許可ではこう説明しており、対応ができる」という具体的な説明が必要である。このため、既許可から何も変わらないとしても、関連する条文であれば整理資料が必要である。それを一式揃えて、「有毒ガスの対応はこういう形で整っており、既許可通りである」という説明をすること。 ③整理資料を纏める頭紙として、全体として申請対応のための整理資料をどう作り込んでいるかという説明があれば良く、それが今回の資料の頭紙「有毒ガス防護に係る適合性の確認方法及び結果について」とそれに付属する別紙になる。現状だと当該資料の5. が反映する条文の整理資料についてとなっているが、関連する条文の整理資料の抜粋を記載することについては良い。	ヒアリング (2021/6/8) ヒアリング (2021/6/15) ヒアリング (2021/7/27)	(2021/6/8) ・別紙4「有毒ガス防護に係る整理資料構成案」 (2021/6/15) ・「有毒ガス防護に係る申請対象及び申請書・整理資料への反映について」 (2021/7/27) ・別紙2-2「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」 ・整理資料(9.20.26条及び技術的能力)	既許可の体系を踏まえ、既許可で織り込み済みである有毒ガス防護の内容を別紙1-2、2-2で条文ごとに整理する。 関係する整理資料(条文)およびその中で関係する項目は別紙1-1、2を用いて抽出する。関係する箇所において拡充する必要があるか否かは別紙2-1、2で整理する。なお、別紙1-2は申請書の目次ベースで抽出しているが、抽出された項目は条文単位で分類し、別紙2-2ではそれを整理資料ベースで整理する。 整理した結果は各整理資料に補足説明資料として添付する。また、修正あるいは追加がある場合は各整理資料ごとに修正あるいは追加する。なお、申請書への追加が必要かどうかに関わらず、関連する条文について別紙2で整理した結果を各整理資料に補足説明資料として添付し、「既許可ではこう対応するという説明をしている」ということを整理資料ベースで示す。 7月16日提出の「有毒ガス防護に係る適合性の確認方法及び結果について」を整理し直し、当該資料の5. に変更を行う条文だけでなく、関連するが変更しない条文、関連しない条文を理由とともに纏める。 この対応により、既許可の体系を崩すことなく説明できると考えている。	既許可の有毒ガス対応を条文ごとに整理した別紙2-2は、各条文の確認結果や既許可の妥当性を簡潔に纏めた説明書とともに、各条文の整理資料の補足説明資料として追加する(第20条を例に追加する補足説明資料の一式版を作成中。今後、各条文の整理資料に展開する予定)。 7月16日提出の説明資料「有毒ガス防護に係る適合性の確認方法及び結果について」を修正し、変更を行う条文だけでなく、関連するが変更しない条文、関連しない条文を理由とともに纏める。
15		SA関係のところでは、整理資料が出ていないと思うところがある。あるいは、出ている資料の中でも補足説明が足りないところがある。こう言ったところを一通り改めて確認すること。	ヒアリング (2021/7/27)	・別紙2-2「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」 ・整理資料(9.20.26条及び技術的能力)	別紙1-2にて抽出して別紙2-2を作成しているが整理資料としては提示していない条文は、これらに対して既許可でどのように整理しているのか、および今回の申請では既許可からの内容の変更が不要であることを示すため、別紙2-2を各条文の整理資料の補足説明資料として添付し、整理資料として提出する。 また、重大事故等対処時における有毒ガス防護に関しては、審査基準に要求が追加されていることから、既許可で用意していた防護具により必要な要員が防護可能であることについて、技術的能力1.0の整理資料に補足説明資料を追加して説明する(4月28日提出の有毒ガス 整理資料 補足説明資料14-1、2、15を纏めたものとする予定)。 なお、本対応は重大事故関係の条文以外でも実施する。	左記回答のとおり。

コメント管理表(再処理事業変更許可申請(有毒ガス))

※過去のヒアリング/審査会合と同様のコメントを受けている場合は集約して記載している。

No	分類	NRAコメント(※)	ヒアリング/審査会合	資料	原燃回答	対応状況
16	個別指摘事項(後段規制)	「今後、有毒化学物質が増加する場合に引き続き評価してフォローアップしていく」という記載が申請書上には表れていない。一方で、既許可では後段規制に関する記載について申請書本文に書いているものもあることから、この記載の位置づけについてどのように考えているのか、どう整理するのかを説明すること。	審査会合 (2021/5/17)	・資料4-2「六ヶ所再処理施設における有毒ガス防護に関する基準に対する適合性」	第20条第3項第1号(第26条第2項)の適合のための設計方針として、「『有毒ガス防護に係る影響評価ガイド』を参考とし、制御室の運転員その他の従事者(緊急時対策所の指示要員)の対処能力が損なわれるおそれがある有毒ガスに対し、その発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室(緊急時対策所)において自動的に警報するための警報装置の要否を確認することとし、制御室の運転員その他の従事者(緊急時対策所の指示要員)の吸気中の有毒ガス濃度の評価を行う。」とを申請書に記載する。今後、本設計方針に基づき、設備変更等により新たに有毒化学物質を使用する場合等を含め、施設管理において本設計方針への影響がないことを確認する。	左記回答のとおり。
17		再処理の重大事故対応においては建屋内の作業環境が重要であるため、既許可の化学薬品や有毒ガスの対応について、今回の整理を踏まえても、既許可の方針や対応が妥当であったかを説明すること。	ヒアリング (2021/6/4)	・資料1「日本原燃株式会社再処理事業所の再処理事業変更許可申請(有毒ガス防護)に係る指摘事項への回答」	既許可では、屋内の化学薬品は耐震補強により漏えいしない措置を講じていることにより、屋内での重大事故等対処が可能であることを示している。また、漏えいした場合を想定しても、酸素呼吸器を装着しての初動対応による現場確認、現場の状況に応じた防護具の着用による重大事故等対処を手順に反映している。さらに、化学薬品の漏えいやそれに伴う有毒ガスの発生といったハザードを考慮しても重大事故等への対処が可能なようアクセスルートを複数確保している。 既許可での対応により、屋内で有毒ガスが発生したとしても重大事故等対処が可能であることから、ガイドに照らして既許可の方針は妥当であるため、既許可の変更は不要であると考えている。	既許可の方針がガイドに照らして妥当であることは7月16日提出の別紙2-2(技術的能力)に反映済み。 別紙2-2(技術的能力)は、技術的能力の整理資料に補足説明資料として追加する。
18	個別指摘事項(重大事故対応)	既許可では重大事故の対応が時間的に成立するかについて重視して議論しているため、今回の有毒ガスの対応においても初動での対応が成立していることを説明すること。	ヒアリング (2021/6/4)	・資料1「日本原燃株式会社再処理事業所の再処理事業変更許可申請(有毒ガス防護)に係る指摘事項への回答」	重大事故時の有毒ガス防護に係る操作の手順は、技術的能力1.1~1.14の個別手順に包含されていると別紙2-2にて整理する。 既許可では技術的能力1.11および1.13にて制御室及び緊急時対策所の居住性の確保に係る操作の成立性に關して説明しているため、人的および時間的に有毒ガス防護に係る操作(窒素酸化物濃度の測定及び換気設備の隔離)の成立性は既許可にて考慮済みであることを別紙2-2にて整理する。	左記回答のとおり。
19		屋外の重大事故対策に対する有毒ガスの影響は、再処理の重大事故対策について漏れなく考慮した上で評価したことが分かるように説明すること。	ヒアリング (2021/6/4)	・資料1「日本原燃株式会社再処理事業所の再処理事業変更許可申請(有毒ガス防護)に係る指摘事項への回答」	今回申請にあたっては、有毒ガス防護に係る手順が記載されている技術的能力の整理資料について、有毒ガスの発生源、防護対象者、検知手段、防護対策の観点でガイドを参考に改めて妥当性の確認を行った。 その結果、重大事故等対策時の作業環境についてさまざまに想定して条件を考えた上で、複数のアクセスルートの設定や環境に応じた防護具の装着により有毒ガスが発生したとしても重大事故等対策が実行可能であることを示している既許可の内容が、ガイドに照らして妥当であることを確認した。 また、既許可では屋外の重大事故対策要員全員を有毒ガスから防護するために十分な数量の防護具を配備するとしていることを確認しており、十分な対策が取られていることを確認した。 以上のことから、再処理の重大事故対策について漏れなく考慮した上で、屋外の重大事故対策に対する有毒ガスの影響を評価できていると考える。	7月16日提出の別紙1-2および別紙2-2(技術的能力)に、技術的能力の整理資料について確認した結果を反映済み。 ただし一部修正が必要である(No.4参照)ことから、修正の上、別紙2-2(技術的能力)を技術的能力の整理資料に補足説明資料として添付する。
20	個別指摘事項(新旧表)	既許可の説明では申請書の変更箇所を新旧表で示していたため、有毒ガスについても同様に申請書の新旧表で変更箇所を示すこと。	ヒアリング (2021/5/10)	・整理資料「中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室、緊急時対策所並びに重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について」	今後、申請書の補正の際には新旧比較表を作成し、ヒアリング資料として提出する。 整理資料を改訂する際には、前回提出からの変更部分に下線を引き、変更箇所が分かるようにする。	左記回答のとおり。
21		設工認では、実用炉の実績を踏まえながら、再処理としてどうあるべきかということを考えて対応しているということを説明してもらっている。有毒ガスについても、実用炉との比較をして対応していることを示すこと。	ヒアリング (2021/5/10)	・資料1「有毒ガス防護に関する規則改正(変更に係る概要説明資料)」 ・整理資料(中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室、緊急時対策所並びに重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について)	7月16日提出の第9条 整理資料 補足説明資料5-9 別紙1で、ガイドに記載された有毒ガス防護の要求に対する再処理と実用炉における方針の比較を行っているため、その内容を精査し、有毒ガス防護の考え方や評価方法、記載方法が実用炉と異なる箇所について、その理由を追加し、審査で論点となる箇所を抽出する。	第9条 整理資料 補足説明資料5-9 別紙1の記載を充実化する。
22	個別指摘事項(先行審査実績との比較)	先行の実用炉の申請と異なる記載をしている箇所や、再処理独自の考え方をしている箇所の説明が薄いことから、説明及び記載について充実化すること。	審査会合 (2021/5/17)	・資料4-2「六ヶ所再処理施設における有毒ガス防護に関する基準に対する適合性」	以下の点について記載を充実化する。 ①評価に使用する温度データの妥当性 ②評価条件とする設備の状態の妥当性 ③重要操作地点を設定しないことの妥当性 ④化学物質の反応により発生する有毒ガスの評価の妥当性	①7月16日提出の第9条 整理資料 補足説明資料5-9 別紙7に、温度データの代表性を確認し、妥当であることを記載済み。 ②7月16日提出の第9条 整理資料 補足説明資料5-9 別紙14に、評価条件としている設備の状態がガイドで示された評価条件に合致しており、妥当であることを記載済み。 ③7月16日提出の第9条 整理資料 補足説明資料5-9 別紙11に、再処理施設における重大事故等対処の特性により屋外で作業を行う要員全員を有毒ガス防護の対象とするため、重要操作地点を限定的に設定する必要はないことを記載済み。 ④7月16日提出の第9条 整理資料 補足説明資料5-9 別紙1および別紙7に、再処理施設での化学物質の保有状況を考慮し、化学物質の反応により発生する有毒ガスの評価を行うことを記載済み。
23	個別指摘事項(通信連絡設備)	有毒ガス防護に使用する通信連絡設備について、設計基準と重大事故でそれぞれ何をどのように使用するつもりなのか整理して説明すること。	審査会合 (2021/5/17) ヒアリング (2021/6/4) ヒアリング (2021/6/8) ヒアリング (2021/6/15)	(2021/5/17) ・資料4-2「六ヶ所再処理施設における有毒ガス防護に関する基準に対する適合性」 (2021/6/4) ・資料1「日本原燃株式会社再処理事業所の再処理事業変更許可申請(有毒ガス防護)に係る指摘事項への回答」 (2021/6/8) ・別紙2「有毒ガス防護に係る申請書項目の抽出結果(確認中)」 (2021/6/15) ・別紙3「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表」	設計基準事故と重大事故でそれぞれ使用する通信連絡設備を有毒ガスの発生源ごとに整理した結果を以下に示す。  ・敷地内可動源 設計基準事故時においては、立会人が携帯している通信連絡設備(所内携帯電話)により、中央制御室に連絡する。中央制御室で連絡を受けた運転員は、通信連絡設備(ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話)を用いて、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室、緊急時対策所、現場(屋内および屋外)その他の所員に有毒ガスの発生を連絡する。 重大事故時においては、設計基準事象の施設と兼用する通信連絡設備(所内携帯電話)を用いて連絡するが、連絡不能の場合は伝令により口頭連絡する。また、中央制御室から各場所への連絡は、設計基準事象の施設と兼用する通信連絡設備(ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話)を用いて連絡するが、連絡不能の場合は伝令により口頭連絡する。代替通信連絡設備である可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーブ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)、可搬型トランシーブ(屋外用)の整備が完了している場合は、これらを用いて相互に連絡を行う。  ・敷地外固定源 設計基準事故時においては、外部機関からの連絡を中央制御室に配備する通信連絡設備(一般加入電話、衛星携帯電話)で受ける。中央制御室から各場所への連絡は敷地内可動源と同様である。 重大事故時においては、設計基準事象の施設と兼用する通信連絡設備(一般加入電話、衛星携帯電話)を用いて連絡を受ける。外部機関からの連絡が不能な場合は、所内で臭気等の異常を検知した所員から、通信連絡設備(所内携帯電話または専用回線電話、一般加入電話)あるいは伝令により連絡する。中央制御室から各場所への連絡および代替通信連絡設備の整備が完了している場合は敷地内可動源と同様である。  ・予期せず発生する有毒ガス 設計基準事故時においては、所内で臭気等の異常を検知した所員から、通信連絡設備(所内携帯電話または専用回線電話、一般加入電話)により連絡する。あるいは、外部機関からの連絡を中央制御室に配備する通信連絡設備(一般加入電話、衛星携帯電話)で受ける。中央制御室から各場所への連絡は敷地内可動源と同様である。 重大事故時においては、所内で臭気等の異常を検知した所員から、通信連絡設備(所内携帯電話または専用回線電話、一般加入電話)あるいは伝令により連絡するか、外部機関からの連絡を中央制御室に配備する通信連絡設備(一般加入電話、衛星携帯電話)で受ける。中央制御室から各場所への連絡および代替通信連絡設備の整備が完了している場合は敷地内可動源と同様である。  通信連絡設備は、再処理施設およびその周辺での有毒ガスを含む異常時において情報を伝達するために十分な種類・数量を配備するため、上記対応により既許可への影響はない。また、重大事故等対処のために整備する代替通信連絡設備についても、現場の状況把握、情報共有のために非常時対策組織の要員が用いるものであり、有毒ガス発生時の連絡も内数に入っていることから、重大事故等対処への影響もない。	整理結果は7月16日提出の別紙2-2(第27条および第47条)に反映済み。 別紙2-2(第27条および第47条)は第27条および第47条の整理資料に補足説明資料として添付する。

## コメント管理表(再処理事業変更許可申請(有毒ガス))

※過去のヒアリング/審査会合と同様のコメントを受けている場合は集約して記載している。

No	分類	NRAコメント(※)	ヒアリング/審査会合	資料	原燃回答	対応状況
24	個別指摘事項(評価条件の担保)	評価条件として、どのような状況ではどの設備の機能を期待しているかについて、既許可で担保されている内容も含め、整理して説明すること。 また、評価条件の妥当性について説明すること。	審査会合 (2021/5/17) ヒアリング (2021/6/4)	(2021/5/17) 資料4-2「六ヶ所再処理施設における有毒ガス防護に関連する基準に対する適合性」 (2021/6/4) 資料1「日本原燃株式会社再処理事業所の再処理事業変更許可申請(有毒ガス防護)に係る指摘事項への回答」	影響評価ガイドでは、有毒化学物質の全量流出を想定しているが、既許可では、化学物質を貯蔵する施設に対し化学物質が漏えいし難い設計とするとともに、地震により破損が想定される機器については耐震対策により化学薬品の漏えい源から除外する設計としているため、全量流出は想定していない。しかし、再処理施設での評価にあたっては、ガイドを参考にその考え方を踏襲し、評価上は既許可で担保している漏えいし難い構造を考慮せず、全量漏えいを想定する。また、ガイドにおいて機能を期待してよいとしている設備についても機能を期待する条件設定とする。 全量漏えいを前提とする評価シナリオ上で考慮する条件は、「受動的に機能を発揮する設備」と「保守的な評価とするための評価条件とする設備」である。 前者は、環や主排気筒等の静的機器や飛散防止カバーの設置等の運用が該当する。これらのうち、設計基準において機能を確保することを既許可で示している機器については評価上も機能を期待する。また、既許可で機能を確保することを示していない機器についても、ガイドに照らして評価上機能を期待してよいと考えられる機器については、評価上も機能を期待し、これについては申請書上で機能を確保することを明確には記載しないが、通常の施設管理により機能を維持することを示すため、整理資料上に「保守点検等の運用を適切に実施する。」と記載する。飛散防止カバーの設置等の運用については、整理資料(第12条)で示しており、後段規制で担保する約束事項に位置付けている。後者は、排風機等の動的機器が該当する。これらは、評価上、機能が喪失した方が有毒ガスの発生を抑制されることから、機能を担保する必要はないと考えている。	左記に記載する有毒ガス対処に係るシナリオ(「どの設備に」、「何のために」、「何を期待するか」)およびシナリオ上考慮する機能の担保方法について、7月16日に提出した第9条 整理資料 補足説明資料5-9 別紙14に反映済み。
25	個別指摘事項(防護具)	防護具等の配備状況について、配備数だけでなく、目的及び使用手順まで含めて整理すること。整理した内容は、手順や対処の流れの内数に含めて説明すること。	ヒアリング (2021/5/10)	整理資料「中央制御室 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 緊急時対策所並びに重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について」	重大事故等対処時の防護具の数量は第44条、第46条、技術的能力の整理資料で整理している。また、使用目的に応じた防護具の選定基準や使用手順は、技術的能力の整理資料に示している。 手順や対処の流れを含め、配備数、目的および使用手順の妥当性を確認した結果は、別紙2-2(技術的能力)に纏め、配備されている防護具が十分であることを明確にする。	7月16日提出の別紙2-2(技術的能力)を修正し、配備されている防護具の数量について、目的および使用手順まで含めて整理し、有毒ガス防護対象者と比較して十分であることを示す 別紙2-2(技術的能力)は、技術的能力の整理資料に補足説明資料として添付する。
26	個別指摘事項(防護対策)	制御室の居住性について、有毒ガス防護のための対策によって居住可能な時間を確保できることを示すこと。	ヒアリング (2021/6/8)	別紙3「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表(サンプル)」	有毒ガスに対し換気設備を隔離することにより制御室等の居住性を確保することは、既許可の整理資料(第9条、第20条、第26条)に以下の通り記載している。 第20条 整理資料 補足説明資料2-5、2-6および第26条 整理資料 補足説明資料2-1では、空間の二酸化炭素濃度から居住可能な時間を示している(中央制御室:約2時間、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室:約183時間、緊急時対策所:約30時間)。また、第9条(その他外部衝撃) 整理資料 補足説明資料5-8において、過去事例をもとに想定する有毒ガスの影響時間(1日未満)よりも長いことから、有毒ガス防護のための対策によって居住可能な時間を確保できることを示している。 さらに、第20条 整理資料 本文では、通常運転時および設計基準事故時の化学薬品防護に必要な防護衣、呼吸器および防護マスクを含む防護具類を備える設計とすることを示しており、万が一、有毒ガスの発生が1日以上継続する場合であっても、防護具の装着により運転員を防護することが可能である。	左記に示す既許可の整理結果は、7月16日に提出した第9条、第20条、第26条の別紙2-2に整理した。これらは、第9条、第20条、第26条の整理資料に補足説明資料として追加する。 また、有毒ガスに対する居住性の確保は既許可に織り込み済みであるが、第26条 整理資料 本文については、第20条 整理資料 本文と整合を図り、居住性の確保に係る記載を明確化する。
27	個別指摘事項(有毒ガスの検知)	換気設備の隔離と防毒マスクによる対応について、どちらが主となる防護対策であるか、どのような状況でどのような対応をするか、どちらを優先するかなど、具体的な考え方及び手順について、補足説明資料に記載し、整理資料に整理すること。	ヒアリング (2021/6/8)	別紙3「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表(サンプル)」	制御室および緊急時対策所に対しては、設計基準事故、重大事故ともに換気設備の隔離により運転員等を防護することが主となる対応である。従って、既許可の手順から変更となることはない。 一方で、今回申請では、重大事故の際に、万が一の対応として制御室内の要員に対しても防護具を着用することも可能なように防護具を配備すると説明しているが、既許可の整理資料「第44条 制御室 補足説明資料2-9 中央制御室について(被ばく評価除く)」では、実施組織要員164名を考慮し、再処理施設用として原則170名分以上の数量の防護具を備えたと記載しているとおり、現場作業を行わない要員に対しても防護具を配備するとしていることから、申請書や整理資料上は新たに追加する必要はないと考えている。 上記の整理結果は、7月16日提出の別紙2-2(第44条)に纏めている。	7月16日提出の別紙2-2(第44条)を第44条の整理資料に補足説明資料として添付する。
28	個別指摘事項(有毒ガスの検知)	敷地内可動源及び敷地外固定源からの有毒ガス発生に関する検知について、明確に論じられず、嗅覚に頼ると捉えられる説明となっている。この説明は、外部事象及び重大事故対処の初動に関する記載内容とズれているため、既許可の内容を整理すること。	ヒアリング (2021/6/8)	別紙3「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表(サンプル)」	別紙2-2(第9条)において既許可の外部事象の検知手段について整理した結果を踏まえて、有毒ガスの発生に関する検知手段については以下のとおり対応する。これらの整理結果については、別紙2-2(第27条および第47条)に纏める。 敷地内可動源および敷地外固定源からの有毒ガスの発生は、有毒ガスの発生を認知した者(敷地内可動源・立会人、敷地外固定源・外部機関等からの連絡を受けた者)が既許可の通信連絡設備(所内携帯電話)を用いて中央制御室に有毒ガスの発生を連絡することにより中央制御室の運転員が認知できる。 重大事故等対処時において、既許可の通信連絡設備が使用できない場合には、有毒ガスの発生を認知した者(敷地内可動源・立会人または臭気の検知、敷地外固定源・臭気の検知)からの伝令により直接伝達する。	整理結果は7月16日提出の別紙2-2(第27条および第47条)に反映済み。 別紙2-2は第27条および第47条の整理資料に補足説明資料として添付する。
29	個別指摘事項(有毒ガスの検知)	有毒ガスの検知器の代替として立会や手順で対応することについて、既許可の申請書で既に担保がなされているという判断について整理資料に記載すること。	ヒアリング (2021/6/15)	別紙2「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表」	有毒ガスの検出装置の代替となるタンクローリーへの立会や通信連絡設備による連絡は、申請書で担保すべき内容であると整理している。 ただし、これらの運用は第9条の1.7.9.6手順等の「有毒ガスが発生した場合、必要に応じて制御建屋中央制御室換気設備の外気の連絡を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置を講ずることにより、運転員への影響を防止しよう手順を整備する。」に包絡されており、申請書上では新たに記載すべきことはないと考えている。 一方で、この具体的な手順は第9条の整理資料には明記されていないため、全体の流れが分かる補足説明資料を第9条の整理資料に追加する(4月28日提出の有毒ガス防護 整理資料 補足説明資料11-1、2、13、14-1を纏めたもの)。	4月28日提出の有毒ガス防護 整理資料 補足説明資料11-1、2、13、14を纏め、第9条の整理資料に有毒ガス防護の手順の補足説明資料として追加する。
30	全般	ガイドに基づく整理資料の構成ではなく、有毒ガスの防護対策の目的をきちんと理解し、既許可の考え方を踏まえて、審査対象かそうでないかを区別し、申請書の記載を変更する意味についても考えを整理して説明すること。	ヒアリング (2021/5/10) 審査会合 (2021/5/17) ヒアリング (2021/6/8) ヒアリング (2021/6/22)	-	全体的な考え方(審査対象かそうでないかを区別する基本ロジック)は説明資料として「有毒ガス防護に係る適合性の確認方法及び結果について」に記載して纏める。個別には別紙1、2に結果だけでなく考え方を含めて詳細に記載する。	7月16日提出の「有毒ガス防護に係る適合性の確認方法及び結果について」に反映済み。
31	全般	新規基準の審査時に条文間での整合に時間を要している。有毒ガス防護対策については、複数の条文間の横串を通す確認行為を実施するための十分な体制を構築し、迅速に対応することなく、内容的にも問題のないような資料を準備すること。 必要な作業の積み上げから提出時期が決まるのであって、期限ありきでやっていること自体が間違いであることを理解し、次回提出物の内容が駄目なら、取り下げを考えること。	審査会合 (2021/6/28) ヒアリング (2021/6/8) ヒアリング (2021/7/27)	-	改めてヒアリングで受けたコメントを精査する。その上でコメントリストを作成して既許可での対応者と共有して資料を作成していく。また、作成された資料については条文間の整合が取られていることを確認する。	新規にコメントリストを作成済み。
32	全般	指摘事項に対する認識のずれがないように、コメントリストをヒアリング資料として提示し、対応方針の合意を得たうえで実施すること。コメントリストは、早めに提出すること。	ヒアリング (2021/7/27)	-	コメントリストを作成し、それに対する方針を明確にして適宜共有することにより認識のずれを防止する。	新規にコメントリストを作成済み。